

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和5年6月14日（令和5年（行情）諮問第500号）、同月23日（同第534号）、同月26日（同第540号）、同年8月30日（同第759号ないし同第761号）、同年9月4日（同第776号）及び同月21日（同第838号及び同第839号）

答申日：令和7年6月11日（令和7年度（行情）答申第72号ないし同第80号）

事件名：「核兵器禁止条約」交渉会議における日本政府の対応方針に関する文書をつづっている行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で追加的に開示決定等を行う予定とされた文書等の一部開示決定に関する件

「核兵器禁止条約」交渉会議における日本政府の対応方針に関する文書の一部開示決定に関する件

特定の開示決定等で追加的に開示決定等を行う予定とされた文書の一部開示決定に関する件

「核兵器禁止条約」交渉会議における日本政府の対応方針に関する文書等のうち特定の開示決定等で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書等の一部開示決定に関する件

「核兵器禁止条約」交渉会議における日本政府の対応方針に関する文書に該当する文書をつづっている行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の一部開示決定に関する件

「核兵器禁止条約」交渉会議における日本政府の対応方針に関する文書に該当する文書をつづっている行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書等の一部開示決定に関する件

「核兵器禁止条約」交渉会議における日本政府の対応方針に関する文書に該当する文書をつづっている行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書等の一部開示決定に関する件

「核兵器禁止条約」交渉会議における日本政府の対応方針に関する文書に該当する文書をつづっている行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書等の一部開示決定に関する件

「核兵器禁止条約」交渉会議における日本政府の対応方針に関する文書に該当する文書をつづっている行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第 1 審査会の結論

別紙の 1 に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書 1」ないし「本件請求文書 9」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の 3 に掲げる各文書（以下、順に「文書 1」ないし「文書 128」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定について、諮問庁が本件請求文書 2 及び本件請求文書 3 につき文書 100 を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていること及び諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分を不開示とすることは、いずれも妥当である。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3 条の規定に基づく開示請求に対し、令和 3 年 6 月 30 日付け情報公開第 01084 号（以下「原処分 2」という。）、同年 7 月 30 日付け同第 01462 号（以下「原処分 3」という。）、同年 12 月 17 日付け同第 02762 号（以下「原処分 4」という。）、令和 4 年 1 月 17 日付け同第 02958 号（以下「原処分 5」という。）、同年 7 月 22 日付け同第 01078 号（以下「原処分 6」という。）、同年 8 月 19 日付け同第 01302 号（以下「原処分 9」という。）、同年 11 月 15 日付け同第 01904 号（以下「原処分 7」という。）、令和 5 年 1 月 31 日付け同第 02433 号（以下「原処分 8」という。）及び同年 3 月 28 日付け同第 03070 号（以下「原処分 1」という。）により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 審査請求書 1（原処分 1 に係るもの。令和 5 年（行情）諮問第 500 号）

（ア）特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

審査請求人は確認するすべを持たないので、特定されるべき文書に漏れがないか念のため確認を求める。

（イ）不開示処分の対象部分の特定を求める。

開示決定通知書に記載されたように、不開示とした部分が「文書 1 1 8」といった表現では具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24 頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

（ウ）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ 審査請求書 2（原処分 2 に係るもの。令和 5 年（行情）諮問第 5 3 4 号）

（ア）上記ア（ア）と同旨。

（イ）不開示処分の対象部分の特定を求める。

「文書 6（理由 1 及び 3 以外の不開示部分）」という記述では、複写の際に誤って被膜の措置を講じられた箇所があっても、審査請求人は知ることができないので、何頁の何行目といった形で特定すべきである。

（ウ）上記ア（ウ）と同旨。

（エ）電磁的記録の特定を求める。

本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。

ウ 審査請求書 3（原処分 3 に係るもの。令和 5 年（行情）諮問第 5 4 0 号）

（ア）上記ア（ア）と同旨。

（イ）上記ア（イ）と同旨。

（ウ）上記ア（ウ）と同旨。

エ 審査請求書 4（原処分 4 に係るもの。令和 5 年（行情）諮問第 7 5 9 号）

（ア）上記ア（ア）と同旨。

（イ）上記ア（イ）と同旨。

（ウ）上記ア（ウ）と同旨。

オ 審査請求書 5（原処分 5 に係るもの。令和 5 年（行情）諮問第 7 6 0 号）

（ア）上記ア（ア）と同旨。

（イ）不開示処分の対象部分の特定を求める。

不開示とした部分が「文書 9」といった特定では、不開示頁すら確認することができないので、頁及び行数について特定すべきである。

（ウ）上記ア（ウ）と同旨。

カ 審査請求書 6（原処分 6 に係るもの。令和 5 年（行情）諮問第 7 6 1 号）

（ア）上記ア（ア）と同旨。

（イ）上記ア（イ）と同旨。

（ウ）上記ア（ウ）と同旨。

キ 審査請求書 7（原処分 7 に係るもの。令和 5 年（行情）諮問第 7 7 6 号）

（ア）上記ア（イ）と同旨。

（イ）上記ア（ウ）と同旨。

（ウ）上記イ（エ）と同旨。

（エ）上記ア（ア）と同旨。

ク 審査請求書 8（原処分 8 に係るもの。令和 5 年（行情）諮問第 8 3 8 号）

（ア）上記ア（ア）と同旨。

（イ）上記ア（イ）と同旨。

（ウ）上記ア（ウ）と同旨。

ケ 審査請求書 9（原処分 9 に係るもの。令和 5 年（行情）諮問第 8 3 9 号）

（ア）上記ア（ア）と同旨。

（イ）上記イ（エ）と同旨。

（ウ）上記ア（ウ）と同旨。

（エ）上記ア（イ）と同旨。

（2）意見書

ア 意見書 1（原処分 2 に係るもの。令和 5 年（行情）諮問第 5 3 4 号）
不開示箇所の特定の仕方が不十分である。

開示決定通知書の不開示理由一覧では、文書 1 1 2 の不開示箇所を理由 2 において「理由 3 以外の不開示部分」とし、理由 3 では「1 頁目本文」としている。

この説明は、いわゆる同語反復・同義語反復であり、2 頁以降の不開示部分が何処にあるのか、審査請求人は知ることができない。

事実、文書 112 の 10 枚目の黒塗り箇所は、本来、文章が記載されている箇所とは思われないので、不開示でマスキングされたのか否かが不明である（添付資料省略）。

イ 意見書 2（原処分 4 に係るもの。令和 5 年（行情）諮問第 759 号）
不開示箇所の特定の不十分な点について

本件対象文書のうち 2021-00080-0080-IMG（文書 80）の 3 枚目には、不開示のマスキングなのか、複写の過程で生じた影なのか、諮問庁の特定では不明である（添付資料省略）。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分 1（令和 5 年（行情）諮問第 500 号）

（1）経緯

処分庁は、令和 4 年 4 月 12 日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書 1 の開示請求に対し、121 件の文書を特定し、開示等の決定を行った（原処分 1）。

これに対して審査請求人は、令和 5 年 4 月 1 日付けで以下を求める審査請求を行った。

ア 特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

イ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

ウ 一部に対する不開示決定の取消し。

（2）本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の 3 に掲げる文書 7 ないし文書 127 の 121 文書である。

（3）審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、「確認するすべを持たないので、特定されるべき文書に漏れがないか念のため確認を求める。」旨主張する。本件審査請求を受けて改めて確認したが、原処分で特定した文書以外に本件対象文書の存在を確認することはできなかった。以上のことから、原処分 1 における文書の特定に漏れはなく、審査請求人の主張には理由がない。

イ 審査請求人は、「開示決定通知書に記載されたように、一部を不開示とした部分が「文書 118」といった表現では具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24 頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の

範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。」旨主張する。しかしながら、処分庁は不開示理由ごとに不開示箇所を明確に特定しており、審査請求人の主張には理由がない。

ウ 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」旨主張する。しかしながら、処分庁は対象文書の不開示事由の該当性を厳正に審査した上で原処分を行っており、審査請求人の主張には理由がない。

（４）結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分１を維持することが妥当であると判断する。

２ 原処分２（令和５年（行情）諮問第５３４号）

（１）経緯

処分庁は、令和２年１１月３０日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書２の開示請求に対し、法１１条による延長を行った後、相当の部分として１件の文書を特定し、開示とする決定を行った（令和３年２月１日付け情報公開第０２２２３号）。更に、最終の決定として１５件の文書を特定し、９件を開示、６件を部分開示とする決定を行った（原処分２）。

これに対し、審査請求人は、令和３年７月３日付けで、以下を求める審査請求を行った。

ア 特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

イ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

ウ 一部に対する不開示決定の取消し。

エ 電磁的記録の特定を求める。

（２）本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の３に掲げる文書１ないし文書９、文書２３、文書４４、文書１１１ないし文書１１３及び文書１２８の１５文書である。

（３）審査請求人の主張について

ア 上記１（３）アと同旨。ただし、「原処分１」とあるのを「原処分２」と読み替える。

イ 審査請求人は、「「文書６（理由１及び３以外の不開示部分）」という記述では、複写の際に誤って被膜の措置を講じられた箇所があっても審査請求人は知ることができないので、何頁の何行目といった形で特定すべきである。」旨主張する。しかしながら、処分庁は不開示理由ごとに不開示箇所を明確に特定しており、審査請求人の主張には理由がない。

ウ 上記１（３）ウと同旨。

エ 審査請求人は、「本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。」旨主張する。しかしながら、本件対象文書については紙媒体しか保有しておらず、本件審査請求を受け改めて確認を行ったが、電磁的記録の存在は確認できなかった。

（４）結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分２を維持することが妥当であると判断する。

３ 原処分３（令和５年（行情）諮問第５４０号）

（１）経緯

処分庁は、令和３年２月１２日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書３に係る開示請求に対し、法１１条による延長を行った後、相当の部分として１件の文書を特定し、開示とする決定を行った（令和３年４月１６日付け情報公開第００２３２号）。更に、最終の決定として１４件の文書を特定し、８件を開示、６件を部分開示とする決定を行った（原処分３）。

これに対し、審査請求人は、令和３年８月２９日付けで以下を求める審査請求を行った。

ア 特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

イ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

ウ 一部に対する不開示決定の取消し。

（２）本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の３に掲げる文書１ないし文書９、文書２３、文書４４及び文書１１１ないし文書１１３の１４文書である。

（３）審査請求人の主張について

上記１（３）と同旨。ただし、「原処分１」とあるのを「原処分３」と読み替える。

（４）結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分３を維持することが妥当であると判断する。

４ 原処分４（令和５年（行情）諮問第７５９号）

（１）経緯

処分庁は、令和３年５月１０日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書４の開示請求に対し、最終の決定として１２６件の文書を特定し、１１件を開示、１１４件を部分開示、１件を不開示とする決定を行った（原処分４）。

これに対し、審査請求人は、令和３年１２月２２日付けで以下を求める審査請求を行った。

ア 特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

イ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

ウ 一部に対する不開示決定の取消し。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の3に掲げる文書2ないし文書127の126文書である。

(3) 審査請求人の主張について

上記1(3)と同旨。ただし、「原処分1」とあるのを「原処分4」と読み替える。

(4) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分4を維持することが妥当であると判断する。

5 原処分5（令和5年（行情）諮問第760号）

(1) 経緯

処分庁は、令和3年7月14日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書5に係る開示請求に対し、最終の決定として、125件の文書を特定し、10件を開示、114件を部分開示、1件を不開示とする原処分を行った（原処分5）。

これに対し、審査請求人は、令和4年2月1日付けで以下を求める審査請求を行った。

ア 特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

イ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

ウ 一部に対する不開示決定の取消し。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の3に掲げる文書3ないし文書127の125文書である。

(3) 審査請求人の主張について

ア 上記1(3)アと同旨。ただし、「原処分1」とあるのを「原処分5」と読み替える。

イ 審査請求人は、「不開示とした部分が「文書9」といった特定では、不開示頁すら確認することができないので、頁及び行数について特定すべきである。」旨主張する。しかしながら、処分庁は不開示理由ごとに不開示箇所を明確に特定しており、審査請求人の主張には理由がない。

ウ 上記1(3)ウと同旨。

(4) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分5を維持することが妥当であると判断する。

6 原処分6（令和5年（行情）諮問第761号）

（1）経緯

処分庁は、令和3年9月16日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書6の開示請求に対し、最終の決定として124件の文書を特定し、9件を開示、114件を部分開示、1件を不開示とする決定を行った（原処分6）。

これに対し、審査請求人は、令和4年8月7日付けで以下を求める審査請求を行った。

ア 特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

イ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

ウ 一部に対する不開示決定の取消し。

（2）本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の3に掲げる文書4ないし文書127の124文書である。

（3）審査請求人の主張について

上記1（3）と同旨。ただし、「原処分1」とあるのを「原処分6」と読み替える。

（4）結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分6を維持することが妥当であると判断する。

7 原処分7（令和5年（行情）諮問第776号）

（1）経緯

処分庁は、令和3年11月22日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書7に係る開示請求に対し、最終の決定として123件の文書を特定し、8件を開示、114件を部分開示、1件を不開示とする決定を行った（原処分7）。

これに対し、審査請求人は、令和4年8月7日付けで以下を求める審査請求を行った。

ア 特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

イ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

ウ 一部に対する不開示決定の取消し。

（2）本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の3に掲げる文書5ないし文書127の123文書である。

（3）審査請求人の主張について

上記1（3）と同旨。ただし、「原処分1」とあるのを「原処分7」と読み替える。

（4）結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分7を維持することが妥当であると判断する。

8 原処分8（令和5年（行情）諮問第838号）

（1）経緯

処分庁は、令和4年2月1日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書8の開示請求に対し、最終の決定として122件の文書を特定し、7件を開示、114件を部分開示、1件を不開示とする原処分を行った（原処分8）。

これに対し、審査請求人は、令和5年2月4日付けで以下を求める審査請求を行った。

ア 特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

イ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

ウ 一部に対する不開示決定の取消し。

（2）本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の3に掲げる文書6ないし文書127の122文書である。

（3）審査請求人の主張について

上記1（3）と同旨。ただし、「原処分1」とあるのを「原処分8」と読み替える。

（4）結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分8を維持することが妥当であると判断する。

9 原処分9（令和5年（行情）諮問第839号）

（1）経緯

処分庁は、令和4年6月20日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書9の開示請求に対し、最終の決定として121件の文書を特定し、6件を開示、114件を部分開示、1件を不開示とする原処分を行った（原処分9）。

これに対し、審査請求人は、令和4年8月23日付けで以下を求める審査請求を行った。

ア 特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

イ 電磁的記録についても特定を求める。

ウ 一部に対する不開示決定の取消し。

エ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

（2）本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の3に掲げる文書7ないし文書127の121文書である。

（3）審査請求人の主張について

ア 上記１（３）アと同旨。ただし、「原処分１」とあるのを「原処分９」と読み替える。

イ 上記２（３）エと同旨。

ウ 上記１（３）ウと同旨。

エ 上記１（３）イと同旨。

（４）結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分９を維持することが妥当であると判断する。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|--------------------------------------|
| ① 令和５年６月１４日 | 諮問の受理（令和５年（行情）諮問第５００号） |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ③ 同月２３日 | 諮問の受理（令和５年（行情）諮問第５３４号） |
| ④ 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ⑤ 同月２６日 | 諮問の受理（令和５年（行情）諮問第５４０号） |
| ⑥ 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ⑦ 同年７月４日 | 審議（令和５年（行情）諮問第５００号） |
| ⑧ 同月１２日 | 審議（令和５年（行情）諮問第５３４号及び同第５４０号） |
| ⑨ 同月２４日 | 審査請求人から意見書を収受（令和５年（行情）諮問第５３４号） |
| ⑩ 同年８月３０日 | 諮問の受理（令和５年（行情）諮問第７５９号ないし同第７６１号） |
| ⑪ 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ⑫ 同年９月４日 | 諮問の受理（令和５年（行情）諮問第７７６号） |
| ⑬ 同月１９日 | 審議（令和５年（行情）諮問第７５９号ないし同第７６１号及び同第７７６号） |
| ⑭ 同年９月２１日 | 諮問の受理（令和５年（行情）諮問第８３８号及び同第８３９号） |
| ⑮ 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ⑯ 同年１０月４日 | 審査請求人から意見書を収受（令和５年（行情）諮問第７５９号） |
| ⑰ 同月１２日 | 審議（令和５年（行情）諮問第８３８号 |

及び同第 8 3 9 号)

⑱ 令和 7 年 5 月 7 日

委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議（令和 5 年（行情）諮問第 5 0 0 号、同第 5 3 4 号、同第 5 4 0 号、同第 7 5 9 号ないし同第 7 6 1 号、同第 7 7 6 号、同第 8 3 8 号及び同第 8 3 9 号）

⑲ 同年 6 月 4 日

令和 5 年（行情）諮問第 5 0 0 号、同第 5 3 4 号、同第 5 4 0 号、同第 7 5 9 号ないし同第 7 6 1 号、同第 7 7 6 号、同第 8 3 8 号及び同第 8 3 9 号の併合並びに審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法 5 条 1 号、3 号、5 号及び 6 号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の再特定及び不開示部分の開示等を求めている。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、改めて検討した結果、本件請求文書 2 及び本件請求文書 3 につき、文書 1 0 0 を追加して特定し、開示決定等を行うこととし、別表 2 に掲げる部分については新たに開示することとするが、その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）は、なお不開示を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

（1）本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件請求文書 1 に係る文書の特定について

本件請求文書 1 に係る開示請求書の「2 0 1 7 年にニューヨークにおいて開催された『核兵器禁止条約』交渉会議における日本政府の対応方針に関する文書」との記載及び添付資料から、2 0 1 7 年の核兵器禁止条約交渉（以下「本件交渉」という。）における我が国の対応振りに関して作成又は取得された文書の開示を求めていると解した。これと当該開示請求文言の「情報公開第 0 0 0 3 6 号（2 0 2 1－0 0 8 1 4）で追加的に開示決定等を行う予定とされた文書の全て、及び当該請求（2 0 2 1－0 0 8 1 4）の後に綴られた文書の全て」との記載から、本件請求文書 8 の開示請求（開示請求

番号２０２１－００８１４）に係る先行開示決定で開示された文書５を除く残りの文書、及び本件請求文書８の開示請求受付日の翌日である令和４年２月２日から本件請求文書１の開示請求受付日である同年４月１２日までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、原処分８で特定された文書６ないし文書１２７を特定し、文書６につき先行開示決定（令和４年６月１３日付け情報公開第００６６３号）を行い、文書７ないし文書１２７につき原処分１を行った。

イ 本件請求文書２に係る文書の特定について

- （ア）本件請求文書２に係る開示請求文言は、補正を経て、「２０１７年にニューヨークにおいて開催された『核兵器禁止条約』交渉会議における日本政府の対応方針に関する文書」とされていることから、本件交渉における我が国の対応振りに関して作成又は取得された文書の開示を求めていると解し、開示請求受付時（令和２年１１月３０日）に外務省が保有していた別紙の２に掲げる文書（以下「先行開示文書」という。）、文書１ないし文書９、文書２３、文書４４、文書１１１ないし文書１１３及び文書１２８を特定し、先行開示文書につき先行開示決定（令和３年２月１日付け情報公開第０２２２３号）を行い、文書１ないし文書９、文書２３、文書４４、文書１１１ないし文書１１３及び文書１２８につき原処分２を行った。
- （イ）本件審査請求を受け、諮問庁において再度探索を行ったところ、本件請求文書２に該当する文書として文書１００の保有を確認したことから、当該文書についても、開示請求の対象として特定すべき文書といえるから、追加して特定し、開示決定等を行うこととする。

ウ 本件請求文書３に係る文書の特定について

- （ア）本件請求文書３に係る開示請求書には、「令和３年２月１日付け情報公開第０２２２３号で「追加的に開示決定等を行う予定」の対象となった文書の全て。」と記載されていることから、本件請求文書２の開示請求に係る先行開示決定で開示された先行開示文書を除く残りの文書の開示を求めているものと解し、原処分２で特定された文書１ないし文書９、文書２３、文書４４、文書１１１ないし文書１１３及び文書１２８を特定し、文書１２８につき先行開示決定（令和３年４月１６日付け情報公開第００２３２号）を行い、文書１ないし文書９、文書２３、文書４４、文書１１１ないし文書１１３につき原処分３を行った。
- （イ）本件審査請求を受け、諮問庁において再度探索を行ったところ、本件請求文書３に該当する文書として文書１００の保有を確認したことから、当該文書についても、開示請求の対象として特定すべき

文書といえるから、追加して特定し、開示決定等を行うこととする。

エ 本件請求文書４に係る文書の特定について

本件請求文書４に係る開示請求書には、「「２０１７年にニューヨークにおいて開催された『核兵器禁止条約』交渉会議における日本政府の対応方針に関する文書」に該当する文書を綴っている行政文書ファイルに綴られた文書の全て（ただし情報公開第０２２２３号（２０２０－００５３０）、情報公開第００２３２号（２０２０－００６９０）で特定された文書は除く）」と記載されていることから、本件交渉における我が国の対応振りに関して作成又は取得された文書のうち、本件請求文書２の開示請求（開示請求番号２０２０－００５３０）に係る先行開示決定で特定された先行開示文書、及び本件請求文書３の開示請求（開示請求番号２０２０－００６９０）に係る先行開示決定で開示された文書１２８を除く残りの文書の開示を求めているものと解し、文書１ないし文書１２７を特定し、文書１につき先行開示決定（令和３年７月１２日付け情報公開第０１１５３号）を行い、文書２ないし文書１２７につき原処分４を行った。

オ 本件請求文書５に係る文書の特定について

本件請求文書５に係る開示請求書には、「「２０１７年にニューヨークにおいて開催された『核兵器禁止条約』交渉会議における日本政府の対応方針に関する文書」に該当する文書を綴っている行政文書ファイルに綴られた文書のうち情報公開第０１１５３号（２０２１－０００８０）で追加的に開示決定等を行う予定とされた文書全て」と記載されていることから、本件請求文書４の開示請求（開示請求番号２０２１－０００８０）に係る先行開示決定で開示された文書１を除く残りの文書の開示を求めているものと解し、原処分４で特定された文書２ないし文書１２７を特定し、文書２につき先行開示決定（令和３年９月１３日付け情報公開第０１８３６号）を行い、文書３ないし文書１２７につき原処分５を行った。

カ 本件請求文書６に係る文書の特定について

本件請求文書６に係る開示請求書には、「「２０１７年にニューヨークにおいて開催された『核兵器禁止条約』交渉会議における日本政府の対応方針に関する文書」に該当する文書を綴っている行政文書ファイルに綴られた文書のうち情報公開第０１８３６号（２０２１－００３２６）で追加的に開示決定等を行う予定とされた文書の全て、及び当該請求（２０２１－００３２６）の後に綴られた文書の全て」と記載されていることから、本件請求文書５の開示請求（開示請求番号２０２１－００３２６）に係る先行開示決定で開示された文書２を除く残りの文書、及び本件請求文書５の開示請求受

付日の翌日である令和3年7月15日から本件請求文書6の開示請求受付日である同年9月16日までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、原処分5で特定された文書3ないし文書127を特定し、文書3につき先行開示決定（令和3年11月15日付け情報公開第02522号）を行い、文書4ないし文書127につき原処分6を行った。

キ 本件請求文書7に係る文書の特定について

本件請求文書7に係る開示請求書には、「「2017年にニューヨークにおいて開催された『核兵器禁止条約』交渉会議における日本政府の対応方針に関する文書」に該当する文書を綴っている行政文書ファイルに綴られた文書のうち情報公開第02522号（2021-00535）で追加的に開示決定等を行う予定とされた文書の全て、及び当該請求（2021-00535）の後に綴られた文書の全て」と記載されていることから、本件請求文書6の開示請求（開示請求番号2021-00535）に係る先行開示決定で開示された文書3を除く残りの文書、及び本件請求文書6の開示請求受付日の翌日である令和3年9月17日から本件請求文書7の開示請求受付日である同年11月22日までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、原処分6で特定された文書4ないし文書127を特定し、文書4につき先行開示決定（令和4年1月21日付け情報公開第02984号）を行い、文書5ないし文書127につき原処分7を行った。

ク 本件請求文書8に係る文書の特定について

本件請求文書8に係る開示請求書には、「「2017年にニューヨークにおいて開催された『核兵器禁止条約』交渉会議における日本政府の対応方針に関する文書」に該当する文書を綴っている行政文書ファイルに綴られた文書のうち情報公開第02984号（2021-00659）で追加的に開示決定等を行う予定とされた文書の全て、及び当該請求（2021-00659）の後に綴られた文書の全て」と記載されていることから、本件請求文書7の開示請求（開示請求番号2021-00659）に係る先行開示決定で開示された文書4を除く残りの文書、及び本件請求文書7の開示請求受付日の翌日である令和3年11月23日から本件請求文書8の開示請求受付日である令和4年2月1日までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、原処分7で特定された文書5ないし文書127を特定し、文書5につき先行開示決定（令和4年4月4日付け情報公開第00036号）を行い、文書6ないし文書127につき原処分8を行った。

ケ 本件請求文書 9 に係る文書の特定について

本件請求文書 9 に係る開示請求書には、「「2017年にニューヨークにおいて開催された『核兵器禁止条約』交渉会議における日本政府の対応方針に関する文書」に該当する文書を綴っている行政文書ファイルに綴られた文書のうち情報公開第00663号（2022-00043）で追加的に開示決定等を行う予定とされた文書の全て、及び当該請求（2022-00043）の後に綴られた文書の全て」と記載されていることから、本件請求文書 1 の開示請求（開示請求番号 2022-00043）に係る先行開示決定で開示された文書 6 を除く残りの文書、及び本件請求文書 1 の開示請求受付日の翌日である令和 4 年 4 月 13 日から本件請求文書 9 の開示請求受付日である同年 6 月 20 日までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、原処分 1 で特定された文書 7 ないし文書 127 を特定し、原処分 9 を行った。

コ なお、文書 100 を本件請求文書 2 及び本件請求文書 3 に該当する文書として追加して特定することに伴い、念のため、外務省の関係部署において、改めて執務室内、書庫及び共有フォルダ等の探索を行ったが、先行開示文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 当審査会において、文書 100 を確認したところ、本件請求文書 2 及び本件請求文書 3 に該当する文書と認められる。

上記（1）コの探索状況を踏まえると、先行開示文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記（1）の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、外務省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

したがって、諮問庁が本件請求文書 2 及び本件請求文書 3 につき文書 100 を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることは、妥当である。

3 不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 別表 1 の番号 1 に掲げる部分について

当該部分は、外務本省と在外公館の間でやり取りした電信形式の文書であると認められる。

ア 標記の不開示部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分は発受信時刻、パターン・コード、局課コード等であり、これらを公にした場合、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じるおそれがあるため、不開示とした。

イ かかる諮問庁の説明を踏まえると、当該部分は、これらを公にすることにより、国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表1の番号2に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分には、本件交渉に係る我が国の検討内容、対処方針及び具体的な対応振りが記載されている。これらを公にすることにより、我が国及び関係国の考え方や対応振りが明らかとなり、我が国及び関係国が将来類似の交渉に参加する際に支障を来し、我が国と関係国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、不開示とした。

イ 当該部分を公にすると、我が国及び関係国が将来類似の交渉に参加する際に支障を来し、我が国と関係国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとする上記アの諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、これらを公にすることにより、他国との交渉上不利益を被るおそれ及び他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 別表1の番号3に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分には、本件交渉に関して公にしないことを前提として関係国等との間でやり取りした内容が、具体的かつ詳細に記載されている。当該部分は、これを公にすることにより、関係国等とやり取りした内容が明らかとなり、我が国と関係国等との信頼関係が損なわれ、今後、関係国等との間で忌たんのない協議や意見交換が行えなくおそれがあるため、不開示とした。

イ 当該部分を公にすると、我が国と関係国等との信頼関係が損なわれ、関係国等との間で忌たんのない協議や意見交換が行えなくなるおそれがあるとする上記アの諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長

が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 別表1の番号4に掲げる部分について

当該部分には、本件交渉における他国関係者の発言に関する外務省職員の評価が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

一般に、国際会議の記録は、当事国が自らの政策立案等の目的に供するために独自の観点から作成するものである。当該部分は、外務省職員の他国関係者の発言に関する評価を記載したものであり、これを公にすることにより、開示部分とあいまって、政府の公式見解であるかのような誤った推認、誤解を招きかねず、我が国とこれらの国との関係が損なわれるおそれがあるとともに、他の国から誤解を受け、今後、類似の交渉において我が国が不利益を被るおそれがあるため、不開示とした。

イ 当該部分は、これを公にすることにより、開示部分とあいまって、政府の公式見解であるかのような誤った推認、誤解を招きかねず、我が国とこれらの国との関係が損なわれるおそれがあるとともに、他の国から誤解を受け、今後、類似の交渉において我が国が不利益を被るおそれがあるとする上記アの諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(5) 別表1の番号5に掲げる部分について

当該部分には、国連職員の氏名及び連絡先が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

国際機関の職員の氏名の公表慣行については、所長級以上の職員の場合には公表慣行があるものとして扱っているが、それ以外の場合には不開示としているところ、当該部分に記載のこれらの国連職員は、所長級以上の職員には該当しないことから、不開示とした。

イ 上記アの諮問庁の説明を踏まえ検討すると、当該部分に記載の個人の氏名及び連絡先については、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6

条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(6) 別表1の番号6に掲げる部分について

当該部分には、特定個人名が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分に記載されている特定個人は、特定在外公館の現地職員である。在外公館の現地職員の氏名については、公表慣行がないため、不開示とした。

イ 在外公館における現地職員については、事務補助員等として雇用契約を結び採用される者であるが、身分上は国家公務員法2条7項の「政府又はその機関と外国人の間に、個人的基礎においてなされる勤務の契約」に基づき雇用される外国人として国家公務員となるものである。

しかし、現地職員の氏名については、職員録（独立行政法人国立印刷局発行）に登載されておらず、慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報といえないことから、法5条1号ただし書イに該当しない。

また、個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(7) 別表1の番号7に掲げる部分について

当該部分には、特定個人の署名が記載されていることが認められる。

当該部分は、特定個人に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、原処分において個人識別部分である当該個人の氏名が開示されているため、特定の個人を識別できるものであり、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした各決定について、諮問庁が本件請求文書2及び本件請求文書3につき文書100を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることについては、外務省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請

求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件請求文書2及び本件請求文書3につき文書100を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることは妥当であり、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号及び3号に該当すると認められるので、同条5号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書 1

「2017年にニューヨークにおいて開催された『核兵器禁止条約』交渉会議における日本政府の対応方針に関する文書」に該当する文書を綴っている行政文書ファイルに綴られた文書のうち情報公開第00036号（2021-00814）で追加的に開示決定等を行う予定とされた文書の全て、及び当該請求（2021-00814）の後に綴られた文書の全て。

(2) 本件請求文書 2

「2017年にニューヨークにおいて開催された『核兵器禁止条約』交渉会議における日本政府の対応方針に関する文書」に該当する文書の全て。

(3) 本件請求文書 3

令和3年2月1日付け情報公開第02223号で「追加的に開示決定等を行う予定」の対象となった文書の全て。

(4) 本件請求文書 4

「2017年にニューヨークにおいて開催された『核兵器禁止条約』交渉会議における日本政府の対応方針に関する文書」に該当する文書を綴っている行政文書ファイルに綴られた文書の全て（ただし情報公開第02223号（2020-00530）、情報公開第00232号（2020-00690）で特定された文書は除く）。

(5) 本件請求文書 5

「2017年にニューヨークにおいて開催された『核兵器禁止条約』交渉会議における日本政府の対応方針に関する文書」に該当する文書を綴っている行政文書ファイルに綴られた文書のうち情報公開第01153号（2021-00080）で追加的に開示決定等を行う予定とされた文書全て。

(6) 本件請求文書 6

「2017年にニューヨークにおいて開催された『核兵器禁止条約』交渉会議における日本政府の対応方針に関する文書」に該当する文書を綴っている行政文書ファイルに綴られた文書のうち情報公開第01836号（2021-00326）で追加的に開示決定等を行う予定とされた文書全て、及び当該請求（2021-00326）の後に綴られた文書の全て。

(7) 本件請求文書 7

「2017年にニューヨークにおいて開催された『核兵器禁止条約』交渉会議における日本政府の対応方針に関する文書」に該当する文書を綴っている行政文書ファイルに綴られた文書のうち情報公開第02522号

(2021-00535)で追加的に開示決定等を行う予定とされた文書の全て、及び当該請求(2021-00535)の後に綴られた文書の全て。

(8) 本件請求文書8

「2017年にニューヨークにおいて開催された『核兵器禁止条約』交渉会議における日本政府の対応方針に関する文書」に該当する文書を綴っている行政文書ファイルに綴られた文書のうち情報公開第02984号(2021-00659)で追加的に開示決定等を行う予定とされた文書の全て、及び当該請求(2021-00659)の後に綴られた文書の全て。

(9) 本件請求文書9

「2017年にニューヨークにおいて開催された『核兵器禁止条約』交渉会議における日本政府の対応方針に関する文書」に該当する文書を綴っている行政文書ファイルに綴られた文書のうち情報公開第00663号(2022-00043)で追加的に開示決定等を行う予定とされた文書の全て、及び当該請求(2022-00043)の後に綴られた文書の全て。

2 先行開示文書

【想定問答】核兵器禁止条約交渉会議への我が国方針の決定(平成29年3月28日)(6枚のもの)

3 本件対象文書

- 文書1 【対外応答要領】核兵器禁止条約交渉(条約案の提示)(平成29年5月23日)
- 文書2 【対外応答要領】核兵器禁止条約交渉会議(我が国のスピーカー登録)(平成29年3月24日)
- 文書3 3月27日(月)高見澤軍縮代大使ぶら下がり(於:国連)
- 文書4 3月28日(火)大臣定例会見冒頭発言(案)
- 文書5 【対外応答要領】核兵器禁止条約交渉期間における高見澤軍縮大使の米国出張(平成29年7月)
- 文書6 【対外応答要領】核兵器禁止条約交渉第2回交渉会議(条約案第3案の提示)(平成29年7月4日)
- 文書7 【対外応答要領】核兵器禁止条約交渉第2回交渉会議(議長草案改訂版(第2案)の提示)(平成29年6月30日)
- 文書8 【対外応答要領】核兵器禁止条約交渉不参加に係る被爆者の思いの受けとめ(平成29年6月27日)
- 文書9 核兵器禁止条約交渉(議長による条約案提示を踏まえた今後

- の対応) (平成29年6月)
- 文書10 核兵器禁止条約交渉(関係者内話)(第94号)
- 文書11 核兵器禁止条約交渉(信任状提出を求める国連事務局発口上書の接到)(第1177号)
- 文書12 核兵器禁止条約交渉(組織会合への対応)(平成29年2月7日)
- 文書13 核兵器禁止条約交渉(我が国の対応方針(案))(平成29年2月8日)
- 文書14 日米外相会談(第1241号)
- 文書15 日米外相会談における大臣発言応答要領
- 文書16 核兵器禁止条約交渉(第1239号)
- 文書17 日米首脳会談・外相会談(第1209号)
- 文書18 安倍総理・岸田外務大臣の訪米(第1188号)
- 文書19 日米外相会談のフォローアップ(第1481号)
- 文書20 日米外相会談のフォローアップ(第1480号)
- 文書21 総総長室会議での確認事項(核禁)(平成29年2月14日)
- 文書22 DRAFT INDICATIVE TIMETABLE
FOR THE MARCH SESSION OF THE
UNITED NATIONS CONFERENCE TO
NEGOCIATE A LEGALITY BINDING
INSTRUMENT TO PROHIBIT NUCLE
AR WEAPONS, LEADING TOWARD TH
EIR TOTAL ELIMINATION
- 文書23 核兵器禁止条約交渉(組織会合への我が国の対応)(第18049号)
- 文書24 核兵器禁止条約交渉(組織会合への我が国の対応)(本使電)(第1593号)
- 文書25 核兵器禁止条約交渉(組織会合への我が国の対応)(第143号)
- 文書26 核兵器禁止条約交渉(本使電)(第1428号)
- 文書27 核兵器禁止条約交渉(手続規則案に関する非公式会合)(第1603号)
- 文書28 核兵器禁止条約交渉(組織会合の記録)(第1602号)
- 文書29 Eメール(2017年2月13日)
- 文書30 (セット版)【対外応答要領】核兵器禁止条約交渉組織会合(我が国の不参加)(平成29年2月16日)
- 文書31 【対外応答要領】核兵器禁止条約交渉組織会合(我が国の不参加)(平成29年2月16日)

- 文書 3 2 T h e G o a l R e m a i n s t h e S a m e (O
C T O B E R 3 1 , 2 0 1 6)
- 文書 3 3 核兵器禁止条約交渉（意見交換）（本使電）（第 1 6 3 号）
- 文書 3 4 核兵器禁止条約交渉（組織会合）（第 1 9 5 8 号）
- 文書 3 5 核兵器禁止条約交渉（第 1 7 8 号）
- 文書 3 6 核兵器禁止条約交渉（意見交換）（本使電）（第 1 6 0 号）
- 文書 3 7 米国の核政策（第 1 6 1 6 号）
- 文書 3 8 核兵器禁止条約交渉（コスタリカ：外務省プレスリリース）
（第 1 8 4 号）
- 文書 3 9 核兵器禁止条約交渉（第 5 3 8 号）
- 文書 4 0 核兵器禁止条約（第 1 9 1 号）
- 文書 4 1 核兵器禁止条約交渉（報告）（第 5 0 5 号）
- 文書 4 2 核兵器禁止条約交渉（意見交換）（本使電）（第 1 4 9 号）
- 文書 4 3 核兵器禁止条約交渉（意見交換）（本使電）（第 1 6 5 号）
- 文書 4 4 核兵器禁止条約交渉（組織会合ブリーフィング・手続規則に
関する非公式協議）（回電）（第 2 3 2 7 0 号）
- 文書 4 5 核兵器禁止条約交渉（組織会合ブリーフィング会合・手続規
則に関する非公式会合）（第 1 8 1 号）
- 文書 4 6 核兵器禁止条約交渉（手続規則に関する非公式会合：連絡）
（第 1 8 2 号）
- 文書 4 7 核兵器禁止条約組織会合概要（平成 2 9 年 2 月 2 0 日）
- 文書 4 8 （E メール）核禁交渉会議への対応方針（案）（2 0 1 7 年
2 月 2 1 日）
- 文書 4 9 核兵器禁止条約（交渉会議への我が国の対応方針（案））①
（平成 2 9 年 2 月 × × 日）
- 文書 5 0 核兵器禁止条約（交渉会議への我が国の対応方針（案））②
（平成 2 9 年 2 月 × × 日）
- 文書 5 1 核兵器禁止条約交渉（概要）（平成 2 9 年 2 月）
- 文書 5 2 E メール（2 0 1 7 年 3 月 2 日）
- 文書 5 3 核兵器禁止条約（交渉会議への我が国の対応方針（案））③
- 文書 5 4 核兵器禁止条約（交渉会議への我が国の対応方針（案））④
（平成 2 9 年 2 月 × × 日）
- 文書 5 5 E メール（2 0 1 7 年 3 月 2 日）、ほか
- 文書 5 6 E メール（2 0 1 7 年 3 月 1 日）、ほか
- 文書 5 7 E メール（2 0 1 7 年 3 月 1 日）、ほか
- 文書 5 8 核兵器禁止条約（交渉会議への我が国の対応方針（案））⑤、
ほか
- 文書 5 9 （別電 5）（第 2 2 1 5 号）

文書60 (別電7) (第2207号)
 文書61 核兵器禁止条約交渉(訓令)(第2265号)
 文書62 核兵器禁止条約交渉(訓令)(第25582号)
 文書63 核兵器禁止条約交渉(訓令)
 文書64 核兵器禁止条約(交渉会議への我が国の対応方針(案))⑥
 文書65 核兵器禁止条約交渉・第1回交渉会議(貴使及び貴代表部館員の出張)(第26453号)、ほか(第1177号)
 文書66 Eメール(2017年3月7日)
 文書67 核兵器禁止条約交渉(NGOの参加に関する国連軍縮部発口上書)(第2386号)
 文書68 Information for civil society representatives (22 February 2017)
 文書69 核兵器禁止条約交渉(意見交換)(本使電)(第226号)
 文書70 核兵器禁止条約交渉(内話)(第778号)
 文書71 豪州の核軍縮政策(第769号)
 文書72 核兵器禁止条約交渉(手続規則に関する非公式協議等)(内話)(第218号)
 文書73 核兵器禁止条約交渉(意見交換)(第244号)
 文書74 United Nations Conference to negotiate a legally binding instrument to prohibit nuclear weapons, leading towards their total elimination (2 March 2017)
 文書75 NGOの参加に関する国連軍縮部発口上書(7 March 2017)
 文書76 核兵器禁止条約交渉第1回会議(2017. 3. 17)
 文書77 Eメール(2017年3月13日)、ほか
 文書78 Eメール(2017年3月7日)
 文書79 国連における核兵器禁止条約交渉①
 文書80 国連における核兵器禁止条約交渉②
 文書81 国連における核兵器禁止条約交渉③
 文書82 核兵器禁止条約交渉(第2586号)
 文書83 核兵器禁止条約交渉(内話)(第2660号)
 文書84 核兵器禁止条約交渉(意見交換)(本使電)(第238号)
 文書85 核兵器禁止条約(内話)(第778号)
 文書86 相川軍科部長の意見交換(第27901号)

- 文書 8 7 日アイルランド外相会談（記録）（別電 4：軍縮・不拡散）
 （第 2 6 4 1 0 号）
- 文書 8 8 核兵器禁止条約交渉（意見交換）（第 2 4 4 号）
- 文書 8 9 核兵器禁止条約交渉（第 2 8 1 号）
- 文書 9 0 核兵器禁止条約交渉（本使電）（第 2 7 6 号）
- 文書 9 1 核兵器禁止条約交渉（電信第 2 7 9 7 号）
- 文書 9 2 核兵器禁止条約交渉（回訓）（第 3 1 2 1 1 号）、ほか（第
 2 5 3 0 号）
- 文書 9 3 核兵器禁止交渉第 1 回会議ハイレベル・セグメントにおける
 我が国ステートメント（案）
- 文書 9 4 ステートメント（案）
- 文書 9 5 核兵器禁止交渉第 1 回会議ハイレベル・セグメントにおける
 我が国ステートメント（案）
- 文書 9 6 核兵器禁止交渉第 1 回会議ハイレベル・セグメントにおける
 我が国ステートメント（案）
- 文書 9 7 （Eメール）RE：【ご確認のお願い】核禁（24日、27
 日、8日のシナリオ及びライン）（2017年3月17日）
- 文書 9 8 （決裁書）核兵器禁止条約交渉・第 1 回交渉会議における我
 が国代表ステートメント（案）（平成 2 9 年 3 月 2 7 日、於：
 ニューヨーク）（平成 2 9 年 3 月 1 6 日起案）
- 文書 9 9 3 月 2 7 日（月）高見澤軍縮代大使ぶら下がり（於：国連）
- 文書 1 0 0 【想定問答】核兵器禁止条約交渉会議への我が国方針の決定
 （平成 2 9 年 3 月 2 8 日）（4 枚のもの）
- 文書 1 0 1 3 月 2 8 日（火）大臣定例会見冒頭発言（案）
- 文書 1 0 2 核兵器禁止条約交渉（信任状提出を求める国連事務局発口上
 書の接到）（第 1 1 7 7 号）
- 文書 1 0 3 核兵器禁止条約交渉（国連代）（第 2 7 9 6 号）
- 文書 1 0 4 核兵器禁止条約交渉（第 3 3 0 2 6 号）
- 文書 1 0 5 核兵器禁止条約交渉（請訓）（第 3 2 5 5 8 号）
- 文書 1 0 6 核兵器禁止条約交渉（第 1 回交渉会議ハイレベル・セグメン
 トへの我が国スピーカー登録）（第 3 2 4 9 1 号）
- 文書 1 0 7 核兵器禁止条約交渉（第 1 回交渉会議ハイレベル・セグメン
 トへの我が国スピーカー登録）
- 文書 1 0 8 核兵器禁止条約交渉 最近の動きと今後の見通し
- 文書 1 0 9 3 月 2 8 日（火）会見冒頭発言（案）
- 文書 1 1 0 核兵器禁止条約交渉会議 最近の動きと今後の見通し
- 文書 1 1 1 核兵器禁止条約交渉 最近の動きと今後の見通し①
- 文書 1 1 2 核兵器禁止条約交渉会議 最近の動きと今後の見通し②

- 文書 1 1 3 核兵器禁止条約交渉会議 最近の動きと今後の見通し③
- 文書 1 1 4 核兵器禁止条約交渉（手続規則案改訂版の配布）（第 2 5 9
0 号）
- 文書 1 1 5 核兵器禁止条約交渉（意見交換）（本使電）（第 3 1 9 号）
- 文書 1 1 6 核兵器禁止条約交渉（意見交換）（本使電）（第 3 1 8 号）
- 文書 1 1 7 日米安保（第 3 7 8 0 2 号）
- 文書 1 1 8 日米安保（別電 7）（第 3 7 8 1 6 号）
- 文書 1 1 9 核兵器禁止条約交渉（意見交換）（本使電：高見澤軍縮代大
使）（第 3 2 0 1 号）
- 文書 1 2 0 相川軍科部長の意見交換（第 3 0 6 1 号）
- 文書 1 2 1 相川軍科部長の意見交換（核兵器禁止条約）（第 3 0 6 0 号）
- 文書 1 2 2 核兵器禁止条約交渉（第 3 3 0 3 1 号）
- 文書 1 2 3 核兵器禁止条約（第一回交渉会議：2 8 日～3 1 日の記録）
（第 3 3 9 5 号）
- 文書 1 2 4 核兵器禁止条約（第一回交渉会議初日：記録）（本使電：高
見澤軍縮代大使）（第 3 0 1 9 号）
- 文書 1 2 5 【備忘録】天野 I A E A 事務局長と相川部長の打ち合わせ
（2 0 1 7 年 4 月 1 0 日）
- 文書 1 2 6 2 0 2 0 年 N P T 運用検討会議第 1 回準備委員会（回電）
（第 4 8 1 9 1 号）、ほか（第 3 9 4 号）
- 文書 1 2 7 応答要領
- 文書 1 2 8 【対外応答要領】核兵器禁止条約交渉第 2 回交渉会議（平成
2 9 年 6 月 9 日）

別表 1 (原処分において処分庁が不開示とした部分及び理由)

番号	不開示とした部分	不開示とした理由	不開示条項
1	文書 10、文書 11、文書 14、文書 16 ないし文書 20、文書 23 ないし文書 28、文書 33 ないし文書 46、文書 59 ないし文書 63、文書 65、文書 67、文書 69 ないし文書 73、文書 82 ないし文書 92、文書 102 ないし文書 107、文書 114 ないし文書 124、文書 126 (発受信時刻、パターン・コード、局課番号等及び背景の斜字)	現在外務省が使用している電信システムの管理に係る情報であり、公にすることにより、電信の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ、及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるので、不開示とした。	法 5 条 3 号、6 号
2	文書 9、文書 12、文書 13、文書 15、文書 21、文書 23、文書 29、文書 31、文書 44、文書 47 ないし文書 58、文書 62 ないし文書 64、文書 76 ないし文書 81、文書 92 (1 頁目及び 2 頁目)、文書 93 ないし文書 97、文書 98 (番号 5 以外の不開示部分)、文書 99 ないし文書 101、文書 105、文書 106、文書 107 (番号 1 及び番号 5 以外の不開示部分)、文書 108 ないし文書 113、文書 126 (1 頁目ないし 6 頁目)、文書 127	公にしないことを前提とした我が国政府部内の協議の内容に関する記述であって、公にすることにより、関係国等との信頼関係が損なわれるおそれ、又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、不開示とした。	法 5 条 3 号、5 号
3	文書 10、文書 14、文書 16 ないし文書 20、文書 24 ないし文書 28、文書 33 ないし文書 37、文書 39 ない	公にしないことを前提とした関係国との協議に関する記述、又は公にしないことを前提として提供された情報であ	法 5 条 3 号

	し文書４３、文書４５、文書４６、文書５９ないし文書６１、文書６６（番号６以外の不開示部分）、文書６９ないし文書７３、文書８２ないし文書９１、文書９２（３頁目ないし６頁目のうち、番号６以外の不開示部分）、文書１０３、文書１０４、文書１１４ないし文書１２２、文書１２５、文書１２６（１１頁目及び１２頁目）	って、公にすることにより、関係国等との信頼関係が損なわれるおそれ、又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示とした。	
4	文書１２３（９頁目）	公にしないことを前提とした国際会議における他国関係者の発言に関する我が国の評価に係る記述であって、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、不開示とした。	法５条 ３号
5	文書９８（１７頁目及び１８頁目）、文書１０７（１３頁目及び１４頁目）	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、公表慣行があるものを除き、不開示とした。	法５条 １号
6	文書６６（１頁目ヘッダー左側部分）、文書９２（５頁目ヘッダー左側部分）	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、公表慣行があるものを除き、不開示とした。	法５条 １号
7	文書７４（２頁目）	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、公にすることにより、個人の権利	法５条 １号

		利益を害するおそれがあるため、公表慣行があるものを除き、不開示とした。	
8	文書 7 5 （3 頁目）	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、公表慣行があるものを除き、不開示とした。	法 5 条 1 号

※当審査会にて整理した。

別表 2 （諮問庁が新たに開示する部分）

番号	文書番号	新たに開示する部分
1	文書 4 6	2 頁目の 1 行目ないし 4 行目
2	文書 7 5	3 頁目
3	文書 9 2	1 頁目の左上の手書き部分 4 頁目のヘッダー含む 1 行目、3 行目、4 行目、6 行目ないし 8 行目